

2020年度交付金活用推進基本計画に 関するコメント

休眠預金等活用審議会
委員
山中礼二
(グロービス経営大学院 教員)
(一般財団法人KIBOW インパクト・インベストメント・チーム ディレクター)

この資料のアウトライン

- 助成 / 貸付 / 出資について
- その他の論点について

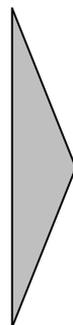
助成 / 貸付 / 出資について(これまでの経緯)(1/2)

下記の経緯をもって現在の状況に至っています。

調査・検討・立法

(～2016年)

- 調査・検討の結果、(イギリスがとらなかったアプローチであるが)休眠預金を助成金にも活かした方が良いと結論



「基本方針」策定

(2019年3月30日内閣総理大臣決定)

「指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して**助成、貸付または出資**を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先すべきである。」

資金分配団体公募

(2019年4～7月)

- JANPIAの説明会資料の中で、資金分配団体が実行団体に「助成・貸付け・出資」を行う旨記載(公募説明会資料p-6)

(次頁へ)

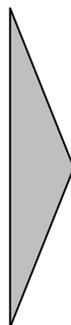
助成 / 貸付 / 出資について(これまでの経緯)(2/2)

下記の経緯をもって現在の状況に至っています。今回の基本計画案を採択した場合、出資・貸付の実行が大幅に遅れることを懸念します。

資金分配団体決定

(2019年11月)

- 出資等を計画する一団体が選定された



出資・貸付のルール作り

(2020年1月～)

- 出資および貸付をどのような枠組で行うのかルールを作りこに着手(内閣府とJANPIA)
- ルール策定まで、当該資金分配団体は実行団体募集に着手できず



2020年度基本計画案

(2020年1月30日)

- 「2020年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。また、休眠預金を活用した貸付けや出資の在り方等について、**必要な調査に着手する**」

ご提案

以下をご提案いたします。

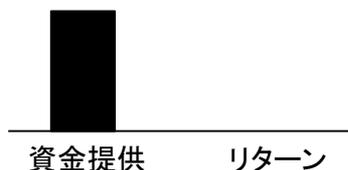
- 2020年度は「必要な調査に着手する」ことに留めず、具体的なルールの策定と事例創出に踏み込む
- 2020年度交付金活用推進基本計画には、以下の文言を入れる。

「休眠預金を活用した貸付けや出資の在り方等について、審議会または審議会の専門部会において検討し、6月までにルールを決める」

参考資料) 助成・貸付・出資の違い(整理①)

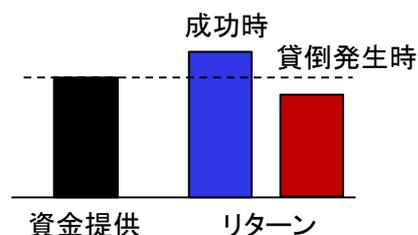
最も損失リスクが大きいのは助成金。

助成



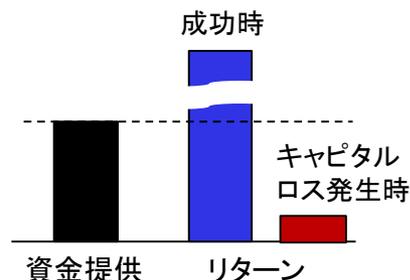
助成金の場合は、一切リターンが資金分配団体に戻らない

貸付



貸付の場合、利子収入を得ることができるが、貸倒が発生する可能性がある。

出資



出資の場合、大きなキャピタルゲインを得る可能性があるが、大きなキャピタル・ロスの可能性もある(出資条件次第)

参考資料)助成・貸付・出資の違い(整理②)

助成、貸付、出資のメリット・デメリットは以下の通り。

	メリット	デメリット
助成	<ul style="list-style-type: none">・助成者側の手続きがシンプル	<ul style="list-style-type: none">・資金が一切返ってこない
貸付	<ul style="list-style-type: none">・返済金を循環させることで多くの実行団体を支援できる	<ul style="list-style-type: none">・貸倒リスク・債権管理コスト
出資	<ul style="list-style-type: none">・株主として、実行団体にガバナンスを効かせることができる・民間企業からの資金調達の「呼び水」となりうる	<ul style="list-style-type: none">・キャピタル・ロス発生リスク・株式保有に伴う管理コスト

その他の論点について

- 助成 / 貸付 / 出資について
- **その他の論点について**

その他の論点について

以下の文言を「基本計画」に入れることをご提案します。

現状認識

- 資金分配団体及び実行団体に求められるペーパーワークが重い
- 規制基準が曖昧
- 休眠預金が知られていない
- 資金分配団体が現れなかった地域がある(東北・北陸)

「基本計画」への追加提案

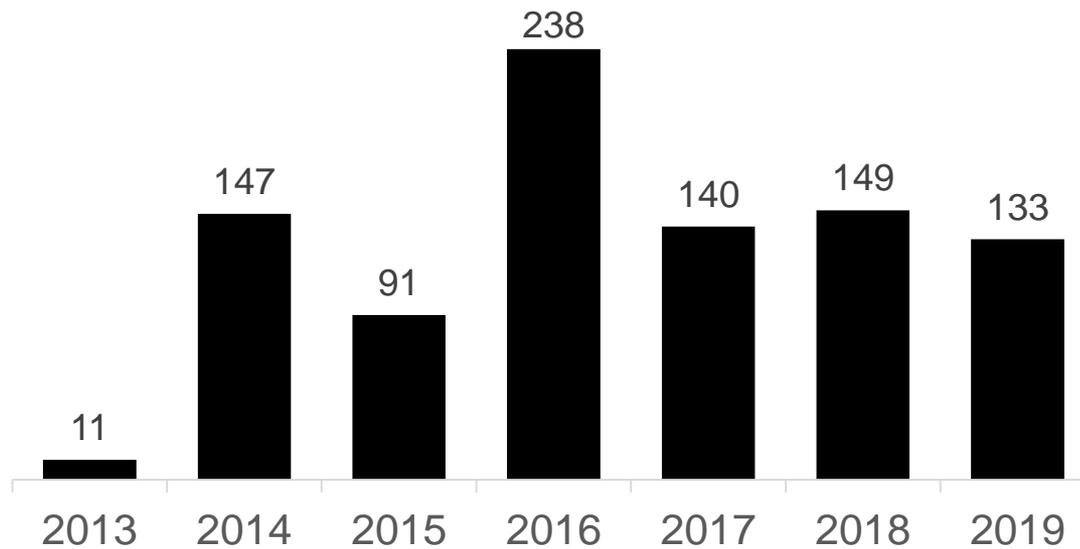
より多くの資金分配団体および実行団体が参加できるように...

- ① 内閣府は簡素かつ明確なルールを作る
- ② 指定活用団体は資金分配団体および実行団体の業務負荷が過大にならないよう留意する
- ③ 指定活用団体は休眠預金の認知を上げるためのPR活動を積極的に行う

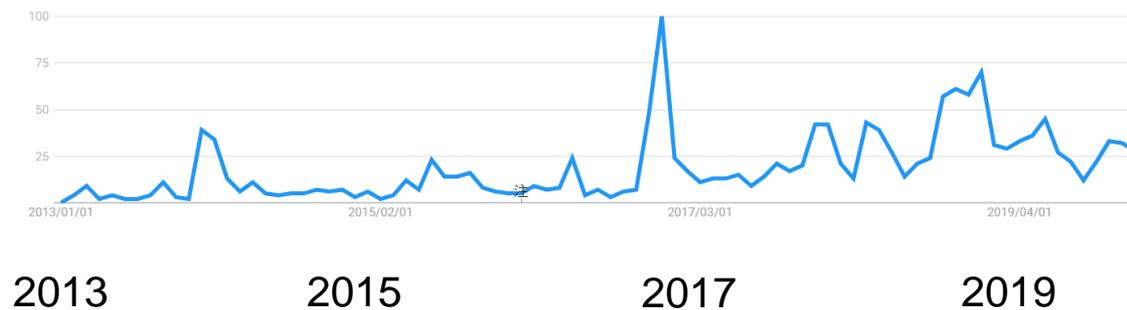
3. 民間公益活動促進業務について

参考)「休眠預金」が取り上げられた頻度

日経テレコン
検索ヒット
記事件数
「休眠預金」



Google
Trend
(「休眠預金」
検索件数)



- **End of Presentation**